

自衛隊通り桜並木植替方針協議会傍聴要領

制定平成29年8月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、自衛隊通り桜並木植替方針協議会設置要綱に規定する会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれがある物品を持っている者
- (2) 看板、張り紙、プラカード、旗、メガホン、その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

(傍聴人の数の制限)

第4条 会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 示威宣伝、扇動、その他会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は会議の事務職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人に対する退場措置)

第7条 会長は傍聴人が前条の規定に違反したとき、又は会議の運営を妨げるおそれがあると認めるときは、これを制止するとともに、指示に従わないときは、当該傍聴人に退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月30日から施行する。